

尼崎市非強制徴収債権回収業務委託プロポーザル募集要項

下記業務については、業務委託契約候補者を選定するため、公募型プロポーザル方式を実施しますが、実施にあたっては、関係条例・規則、関係法令の定めによるもののほか、この募集要項によるものとします。

1 業務概要

(1) 業務名

尼崎市非強制徴収債権回収業務

(2) 業務内容

別紙「尼崎市非強制徴収債権回収業務委託仕様書」のとおり

(3) 契約期間

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

ただし、尼崎市議会において上記業務に係る令和7年度予算が成立することを条件とします。

令和8年度以降は、従前の業務実態や実績を考慮し、契約を更新することが適切と認められる場合には、最長4年(令和12年3月31日)まで、尼崎市議会において各年度の上記業務に係る予算が成立することを条件として、単年度の契約による更新を可能とします。

尼崎市議会において、各年度の上記業務に係る予算が成立しない場合は、契約を締結せず、又は更新しないことがあります。

(4) 委託料

本委託業務により債務者等から収納した金額に、プロポーザル参加者から提案のあった報酬の割合(成功報酬率の上限は「40%」とします。)を乗じて算出した額に消費税及び地方消費税相当額を加えた金額を委託料として支払います。

2 応募資格等

プロポーザルに参加できる者(以下「参加者」という。)は、次に掲げるすべての要件を満たす者とします。

- (1) 弁護士法(昭和24年法律第205号)第8条の規定により日本弁護士連合会に備えた弁護士名簿に登録された弁護士又は同法第30条の2の規定による弁護士法人(以下「弁護士等」という。)であり、同法第57条第1項又は第2項各号のいずれかに規定する懲戒を現に受けていないこと。

※複数の弁護士等により構成される連合体(以下「共同事業体」という。)による参加も認めますが、共同事業体の代表を定め、別に共同事業体構成員名簿(様式4)及び共同事業体協定書(様式5)を作成し提出してください。

なお、共同事業体を構成する弁護士等は、単独又は他の共同事業体を構成し、重複して参加することはできません。

- (2) 次のいずれかに該当しないこと。

- ① 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定により、プロポーザル公募開始日から企画提案会の日までの期間内に本市から入札の参加資格を制限されている者
- ② 尼崎市から、プロポーザル公募開始日から企画提案会の日までの期間内に入札参加資格停止措置（指名停止措置）を受けている者
- ③ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 32 条第 1 項各号に掲げる者
- ④ 尼崎市暴力団排除条例第 2 条第 4 号に規定する暴力団、同条第 5 号に規定する暴力団員又は同条第 7 号に規定する暴力団密接関係者
- ⑤ 暴力団の構成員若しくは暴力団の構成員でなくなった日から 5 年を経過していない者を役員に含む法人等
- ⑥ 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条第 1 項及び第 2 項の規定による民事再生手続開始の申立てがなされている者（同法第 174 条第 1 項の規定による再生計画認可の決定を受けている者を除く。）
- ⑦ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条 1 項又は第 2 項の規定による再生手続開始の申立て（同法附則第 2 条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係るものを含む。）がなされている者（同法第 199 条第 1 項若しくは第 2 項又は第 200 条第 1 項の規定による更生計画認可（同法附則第 2 条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係るものを含む。）の決定を受けている者を除く。）
- ⑧ 国税及び尼崎市税を滞納している者
- ⑨ 代表者及び役員に破産者又は禁錮以上の刑に処されている者がいる法人等

3 企画提案競技参加の手続き

企画提案競技応募申請書の提出

企画提案競技に参加しようとする者は、企画提案競技応募申請書、別紙「様式 1」に必要な事項を記入し、次のとおり提出してください。

- (1) 提出期間は、令和 7 年 1 月 10 日（金）から令和 7 年 1 月 22 日（水）午後 5 時までとします。
- (2) 提出書類は、企画提案競技応募申請書（別紙「様式 1」）とします。
- (3) 提出方法は、下記 10 の「担当部署」に持参、郵送又は電子メールにより提出してください。
 - ① 持参する場合は、下記 10 の「担当部署」に連絡の上、土曜、日曜、祝日を除く提出期限までとし、受付時間は午前 9 時から正午、午後 1 時から午後 5 時までとします。
 - ② 郵送する場合は、提出期限までに必着とし、必ず「簡易書留郵便」を利用した上で、下記 10 の「担当部署」に企画提案競技応募申請書を郵送した旨の連絡をしてください。
 - ③ 電子メールの場合は、PDF ファイルを下記 10 の「メールアドレス」へ送付してください。なお、受付時間は午前 9 時から正午、午後 1 時から午後 5 時までとします。

4 企画提案書に関すること

- (1) 企画提案書に要する書類の提出方法等

企画提案競技応募申請書、別紙「様式1」を提出した者は、次のとおり必要書類を提出してください。

① 企画提案書

表紙は、別紙「様式2」とし、表紙以外については任意様式(A4サイズで通し番号を各ページの下部中央に記載)とします。

② 提出期限は、令和7年1月31日(金)午後5時までとします。

③ 企画提案書に盛り込むべき内容は次のとおりとします。

ア 地方公共団体や民間企業での類似業務実績

(取引先名、債権の種類、業種内容、受託件数や回収件数、金額など)

イ 本店及び支店などの事業所の所在地及び事業所数と従業員数

ウ 本業務の実施方針(会社としての取組姿勢)

エ 個人情報保護、情報漏えい等に対する危機管理体制に関すること

オ コンプライアンスについての方針及び研修体制に関すること

カ 従事者の専門性・能力に関すること

(従事者の資格、知識、経験、同種・同類の事業実績及び具体的、特筆すべき成果など)

キ 債権回収に係る方法・体制に関すること

(回収困難度別に分けた催告方法、回数、催告送付の履歴や債務者の状況管理など)

ク 調査業務に係る方法・体制に関すること

(転居者の調査、名義人死亡の場合の相続人調査、連帯保証人に係る調査など)

ケ 問合せ業務に係る方法・体制に関すること

(問合せに対する具体的な応答手順、受付時間、市への報告の方法や頻度など)

コ 成功報酬の率(消費税相当分を除く。)

④ 企画提案書とは別に次の関係書類を同時に提出すること。

ア 企業名・代表者の職名及び氏名・所在地・設立年月日・財務諸表・従業員数・業務内容などの会社概要が記載されている資料(登記簿謄本(原本)や会社パンフレットなど)

※弁護士法人以外の者は、上記④のアの内容に準じた資料

イ 本店の代表者以外の者が提案を行う場合は、権限が委任されていることを記載した委任状

ウ 企画提案書及びその内容の参考となる書類等(納税証明書(※)や弁護士会に所属していることの証明書等)

※所轄税務署長が発行した納税証明書(未納の税額がないことの証明)に加え、尼崎市内在住の弁護士又は主たる法律事務所の所在地が尼崎市内の弁護士等は尼崎市税の納税証明書も併せて提出してください。

⑤ 提出部数は、原本1部と複写7部の合計8部とし、下記10の「担当部署」に持参又は郵送により提出してください。

なお、提出書類について、条件に適合しない場合は無効とすることがあります。

ア 持参する場合は、下記10の「担当部署」に連絡の上、土曜、日曜、祝日を除く提出期

限までとし、受付時間は午前 9 時から正午、午後 1 時から午後 5 時までとします。

イ 郵送する場合は、送付資料の目録を添付した上で、提出期限までに必着とし、必ず「簡易書留郵便」を利用し、下記 10 の「担当部署」に企画提案書を郵送した旨の連絡をしてください。

(2) プロポーザル参加に際しての注意事項

① 次のいずれかの事項に該当する場合は、失格とします。

ア 提出期限を過ぎて提出書類が提出された場合

イ 提出書類に虚偽の記載を行った場合

ウ 募集要項に違反すると認められる場合

エ 他の提案者と提案の内容について相談を行った場合

オ 事業者選定終了までの間に、他の提案者に対して応募提案の内容を意図的に開示した場合

カ その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行った場合

② 著作権・特許権等

提出書類の内容に含まれる著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法、維持管理手法等を用いた結果生じた事象に係る責任は、すべて参加者が負うものとします。

③ 複数提案の禁止

プロポーザル参加者は、複数の提案書の提出はできません。複数の提案書が提出された場合は失格とします。

④ 提出書類の変更の禁止

提出期限後の提出書類の変更、差替え又は再提出は、軽微なものを除き、原則認めません。

⑤ 返却等

提出書類は、理由の如何を問わず返却しません。

⑥ 費用負担

企画提案書の作成、提出等プロポーザル参加に要する経費等は、すべて参加者の負担とします。

⑦ その他

ア 企画提案競技応募申請書を提出した場合であっても、企画提案書の提出がなされない場合は、辞退したものとします。

イ 参加者は、企画提案書の提出をもって、募集要項の記載内容に同意したものとします。

ウ 提出された企画提案書等の図書は、尼崎市情報公開条例(平成 16 年条例第 47 号)に基づく情報公開請求の対象となります。

エ 企画提案書の提出後に辞退をする場合は、次の(4)の①開催日前日までに、辞退届(様式3)を下記 10 の「担当部署」に持参又は郵送により提出してください。なお郵送する場合は、必ず「簡易書留郵便」を利用した上で、下記 10 の「担当部署」に辞退届を郵送した旨の連絡をしてください。

(3) 評価方法

評価は、市が設置する選定会議が行います。

なお、契約候補者の選定に当っては、「評価項目及び評価内容」(別表)に基づき、企画提案書及びプロポーザル参加者によるプレゼンテーションから、提案内容、事業実施能力等を評価、採点します。

(4) プレゼンテーション

① 開催日時・開催場所

日時: 令和7年2月7日(金)

場所: 尼崎市市政情報センター3階(兵庫県尼崎市東七松町1丁目5番20号)

集合場所等については別途個別に通知する。

審査手法: 対面による審査手法にて実施

なお、応募状況その他の事情により、ZOOMを活用した審査手法又は企画提案書等のみによる審査手法に変更する場合があります。

② 内容

提出した企画提案書等に基づき、プレゼンテーションを行う。

プレゼンテーションの内容は、令和7年1月31日(金)までに提出した企画提案書等の範囲内とし、企画提案書等に記載のない追加提案は認めない。

③ 企画提案の所要時間

事業者 20分程度 (内、事業者からの説明 10分、質疑応答 10分程度)

④ 注意事項

・プレゼンテーション開催会場への入室は、3名までとします。

・プレゼンテーション参加者は、他の参加者の企画提案を傍聴することはできません。

・指定の時間に遅れた場合には、評価対象とはいたしません。

・応募状況等により、ZOOMを活用した審査手法又は企画提案書等のみによる審査手法に変更する場合があります。

(5) 応募の辞退について

応募書類を提出後に、応募者の事情により応募を辞退する場合は、理由を添えて企画提案競技応募辞退申請書(別紙「様式3」)を提出してください。

(6) 評価結果の通知及び公表

評価結果は選定後、速やかに参加者に通知するとともに、市のホームページで公表します。

なお、選定に対する質問は受け付けません。

(7) 契約候補者の選定

市は上記(6)の評価結果に基づき、選定委員の各評価点の合計(以下「合計点」という。)が最高点の者を、本業務の目的に最も適した企画・技術的能力等を有する事業者(以下「契約候補者」という。)として選定します。

なお、各評価項目が一定の基準を超えており、かつ合計点が満点の6割を満たした者の中で、最も優秀であると認められた1者を契約候補者として決定し、次点の1者を次点者、次々点

の1者を次々点者とします。また、契約候補者との契約が成立しなかった場合は次点者を、契約候補者及び次点者との契約が成立しなかった場合は、次々点者を契約候補者として決定します。

ただし、最高点の者が複数いる場合は、重点項目の評価点が最も高い者を契約候補者と決定します。また、それでもなお、同点の場合は、成功報酬率の最も低いものを契約候補者と決定します。

5 募集要項等に関する質問書の受付及び回答の公表

(1) 質問書受付期間

令和7年1月10日(金)～令和7年1月17日(金)

(2) 質問書提出方法

プロポーザルに参加するにあたって質問事項がある場合は、質問書(様式不問)を下記10の「担当部署」あてに郵送、ファックス又は電子メールにファイル(ファイル形式は、マイクロソフトワードとしてください。)を添付して提出してください。

(3) 回答

質問に対する回答は、競争上の地位を害するおそれのあるものを除き、随時、尼崎市ホームページのサイトにて公開します。

6 契約の締結

(1) 契約候補者が決定した後、**令和7年度の本件業務に係る予算の成立を条件として**、速やかに市との間で協議を行い、委託業務の仕様を確定したうえで令和7年4月1日に契約を締結します。

(2) 契約書は2通作成し、双方が各1通を保有するものとします。

(3) 契約書の作成に要する費用は、すべて受託者の負担とします。

7 関係法令の遵守等、業務遂行に当たっての留意事項

(1) 関係法令の遵守

受託者は、この事業を実施するにあたり、尼崎市条例、その他関係法令を遵守すること。また、本市の指示するところに従い、信義を守り、誠実に受託した事務を履行してください。

(2) 業務の一括再委託の禁止

受託業務を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることはできません。

(3) 個人情報保護

受託者が尼崎市非強制徴収債権回収業務を行うに当たって個人情報を取扱う場合には、尼崎市個人情報の保護に関する法律施行条例(令和3年尼崎市条例第9号)及び「個人情報・データ取扱特記事項」に基づきその取扱いに十分留意し、滅失及び漏えいの防止、その他個人情報の保護を厳守すること。

(4) 守秘義務

受託者は尼崎市非強制徴収債権回収業務を行うにあたり、業務上知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用することはできません。また、委託業務終了後も同様となります。

(5) 人権尊重

受託者は、人権文化(全ての人々が、不当な差別及び排除、暴力等による人権侵害を受けず、及び日常生活の中で互いの人権を尊重することを考えて行動することが自然である状態をいいます。)が社会に浸透することを目指す「尼崎市人権文化いきづまづくり条例」に定める事業者や市民等の責務を遵守し、事業者にあっては「責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン」(令和4年9月13日ビジネスと人権に関する行動計画の実施に係る関係府省庁施策推進・連絡会議決定)を踏まえて、人権尊重に取り組むよう努めてください。

8 スケジュール

項目	日程
募集要項等の公表・配布	令和7年1月10日～令和7年1月31日
募集要項等に関する質問受付	令和7年1月10日～令和7年1月17日
企画提案競技応募申請書提出	令和7年1月10日～令和7年1月22日
質問事項回答	令和7年1月22日まで
企画提案書類受付	令和7年1月31日まで
企画提案会(プレゼンテーション)	令和7年2月7日
評価結果の通知・公表	令和7年2月中旬ごろ
契約締結・業務開始	令和7年4月1日(予定)

9 その他の留意事項

- (1) 審査の内容によっては、企画提案者のすべてを選定しない場合があります。
- (2) 参加者数によっては書類による1次選考を行う場合があります。

10 担当部署(各種書類の提出先及び問い合わせ先)

尼崎市 総務局 行政マネジメント部 法務支援担当 (担当:古谷、篠原)

所在地 〒660-8501 兵庫県尼崎市東七松町1丁目23番1号(中館4階)

電話 06-6489-6442(直通)

メールアドレス ama-houmushien@city.amagasaki.hyogo.jp

※メール送信後は、必ず電話により受信を確認してください。